

# 城南家保ニュース Vol. 22-3

熊本県城南家畜保健衛生所 平成22年 6月 発行

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>

電話 0966-22-3814、FAX 0966-22-3617



現在、宮崎県で発生している口蹄疫は、都城市・日向市・宮崎市のワクチン未接種地域に拡大し、きわめて深刻な状況になっています。

6月12日、大分県・熊本県・鹿児島県知事からの申請により、口蹄疫対策特別措置法に基づく車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として、大分県全域・熊本県全域・鹿児島県全域が指定されました。

平成22年6月14日

熊本県

## 口蹄疫の本県侵入阻止に向けた 県民への緊急呼びかけについて

宮崎県内で発生している口蹄疫は、先週新たに都城市、日向市、宮崎市の農家に拡大し、極めて深刻な状況となっています。

方が一、本県で口蹄疫が発生すれば、畜産農家の方々にとって、家畜の殺処分や埋却をはじめとして多大な苦痛が生じるだけでなく、ほかの県民の方々の日常生活や経済活動にも、計り知れない影響を及ぼす可能性があります。

このため、県内には一頭たりとも発生させないとの強い覚悟で、挙県一致の体制で、何としても本県への口蹄疫侵入を阻止しなければなりません。そのため、次の3点のお願いについて、県民の皆さんへ緊急の呼びかけをします。

1 畜産農家の方々においては、引き続き、①敷地及び畜舎の消毒の徹底、②外部の人を立ち入らせない、やむを得ず立ち入らせる場合は消毒を徹底していただきたい。

県民の皆さんは、口蹄疫が発生している地域への訪問は、できるだけ自粛し、やむを得ず訪問する場合でも、畜舎や畜産関係施設等には近寄らないようにしていただきたい。

2 6月12日付けで、本県は口蹄疫対策特別措置法の第4条の地域指定を受けたことから、宮崎県境を中心に県が設置する消毒ポイントにおける全車両の消毒が、法に基づき行われることとなりました。県境等の消毒ポイントにおいて、十分な車両の消毒を行っていただきたい。

なお、県境を中心とした24時間対応の消毒ポイントを、8ヶ所から9ヶ所に増設します。

3 県関係の公共施設において、施設の出入口に消毒マットの設置を始めています。

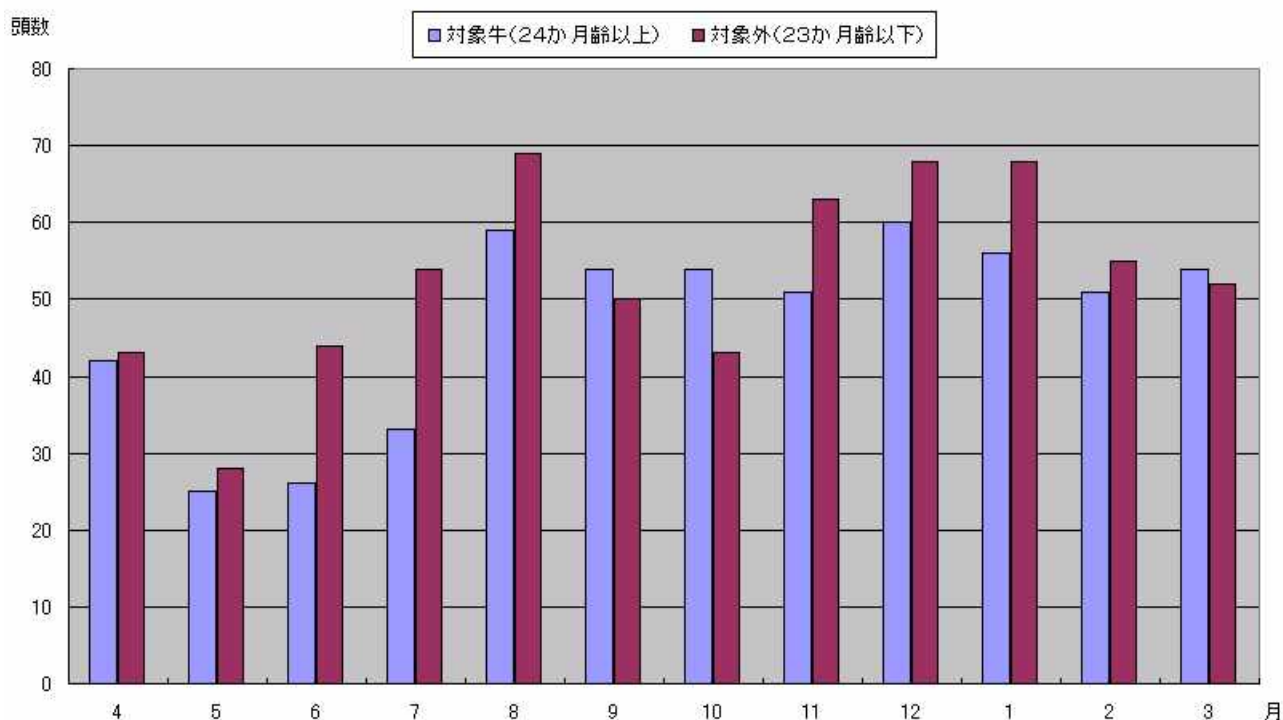
また、不特定多数の人が集まる施設についても、消毒を行っていただくよう、協力をお願いすることとしております。

県民の方々は、積極的に消毒のご協力をいただきたい。

## 平成21年度死亡牛の受入状況について

熊本県全域の平成21年度の24か月齢以上死亡牛受入頭数は2838頭でした。  
うち、城南家保管内（人吉・球磨・水俣・芦北）における24か月齢以上死亡牛受入頭数は、565頭で、そのうち肉用牛は、216頭でした。  
一方、23か月齢以下の城南家保管内における死亡牛受入頭数は637頭でした。  
また、そのうちの3か月齢以下の子牛は364頭でした。

平成21年度月別死亡牛届出状況(城南家保管内分)



## 死亡牛を確認したらすぐに搬入を！

気温が高くなる夏場は、暑熱による死亡牛が増加するとともに腐敗が短期間で進行し、農場内に放置すると悪臭などの環境問題が発生するおそれがあります。

また、腐敗が著しく進行し、**化製処理が困難と判断された場合は、月齢に関係なく1頭あたり35,000円が徴収**されます。牛が死亡したら直ちに搬入をお願いします。

中央家畜保健衛生所BSE検査所（菊池市七城町）では迅速な死亡牛処理に対応するために下記のとおり土曜日の死亡牛の受入時間を延長します。

記

- 1 対応期間：平成22年7月1日～9月30日までの3か月間
- 2 土曜日の受付時間：8：30～11：30及び13：00～15：00
- 3 祝日等の受入
  - (1) 8月15日（日）は終日受付できません。
  - (2) 9月20日（月：敬老の日）及び、23日（木：秋分の日）は終日受付できません。

熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966-22-3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966-28-3234